

平成28年度 地域ケアプラザ事業報告書

1 施設名

横浜市馬場地域ケアプラザ

2 事業報告

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなったのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

寺尾第二地区及び周辺地区は、山坂が多く、地形が複雑で、道路も狭いところが多く、谷戸と原が入り組んだ地形のためか、戸建住宅が中心の住宅街で、集合住宅は比較的少ない地域です。

人口は、寺尾・寺尾第二地区とも年少人口は若干増加、生産年齢人口は若干減少、高齢者人口は増えています。現在、地区の高齢化率は寺尾 21.2%（5年前 18.4%）、寺尾第二 21.0%（5年前 18.1%）（第3期鶴見・あいねっと鶴見区地域福祉保健計画）と高齢化が進んでいます。

寺尾第二地区は、8つの自治会町内会、自治連合会、地区社会福祉協議会などが中心となり、さまざまな活動が活発に行なわれました。各種交流行事、福祉活動等の基本的なメニューは既実践されていますが、その担い手は高齢化しており、次世代への事業等の継承をどのようにしていくか、大きな課題と考え取り組みました。

また、独居の高齢者も増え、これらの高齢者への見守り支援、元気な高齢者の憩える居場所の設置、外出困難な方への外出支援、買い物難民の対策などの地域のこれからの課題は町会自治会別にニーズをアンケートにて調査し対応と支援について検討を始めています。

寺尾第二地区内には、公共・公益的施設が少ない中で、地域ケアプラザは、地域福祉・保健活動の拠点として、地域ニーズ・地域課題の発掘、これを踏まえた事業展開・情報発信などを行い、地域・関係機関と連携した取組みにつなげ、地域福祉保健活動の円滑な推進に努めました。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ・ 指定管理者として、利用者が施設を快適・安全に利用していただくと共に、施設や設備の価値をできるかぎり維持できるよう、計画的かつ誠実に管理しました。
運営法人として、5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）1U（美しい）の取組みを推進し、職員一人ひとりが施設管理への意識を持つと共に、利用者の視点に立った設備の安全、快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながら、きめ細かいメンテナンス対策を進めました。
- ・ 施設（建築物、建築設備及び建築物の付帯設備）の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために、「横浜市公共建築物（市民利用施設等）の施設評価及び保全に関する運用指針」（平成22年3月）、「維持保全の手引き」（平成22年3月）、「施設点検手引き（簡易点検マニュアル・平成21年10月改訂）」等に基づいて、清掃及び点検、運転・保守を行い、施設の状態を正しく把握するとともに、適切な維持管理保全を行いました。
- ・ 建物の管理については、日常点検として巡視点検を行い、定期点検については、専門業者に委託して実施します。点検結果等については、報告書等を作成しました。
設備管理は、設備、機器自体の保全とともに、適正運転がなされることが重要であり、そのため、専門業者に委託し、各種点検・検査や測定・記録をしました。
- ・ 施設・設備、機器の修繕については、区役所に報告するとともに、適切に対応しています。

イ 効率的な運営への取組について

- ・ ケアプラザの労務・経理等の事務処理に関しては法人本部との役割を分担し、効率化を図っていきます。委託や備品購入に当たっては、法人割引等を活用し、経費の削減に努めました。
- ・ 朝礼、各会議等で、職員一人ひとりのコスト意識の高揚を図りました。
特に、電力の使用については、消灯、無駄な機器などの運転をしないこと等を徹底しました。
- ・ 不要なものは購入しない、物は大切に使い、リデュース、リユース、リサイクル（3R夢）等を推進しました。
- ・ 地域ケアプラザ3部門の連携と情報等の共有を図ると共に、職員会議等で効率的な取組みについて検討し、効率を考えた運営ができるように、気付きと改善を実施しています。
- ・ 法人内のケアプラザ所長会においても、効率的な運営のための検討案を各施設ごとに持ち寄り検討し効率的運営の一助としています。

ウ 苦情受付体制について

- ・ ご利用者及び地域住民の方から、業務遂行上の苦情があった場合、内容は市役所・区役所に、書面をもって報告するとともに、真摯な態度で受け止め、誠意をもって対応する姿勢を、職員一人ひとりがもてるよう研修しています。
- ・ 苦情対応の総括責任者を所長とし、各部門の管理者を、苦情受付・解決責任者として、館内に掲示するとともに心のこもった対応と速やかな解決に努めています。
- ・ 苦情等の内容は記録として残し、原因追求を図ることで、今後の苦情予防となるよう会議にて分析し、今後の対策を検討し対応しています。
- ・ 地域ケアプラザの1階のカウンターご意見箱を設置し、自由に記入していただくようにしています。
- ・ 運営法人として設置している、弁護士等を含む第三者委員会により、重要課題については連絡、相談し、適切な対応・解決に結びつけられるようにしています。
- ・ 苦情は、より信頼をいただく良い機会と考え、感謝の気持ちをもって対応しました。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・ 火災・事故・地震・台風などの災害発生時には、結果回避義務（発生事の対応）に従い、すばやく初期対応を行い、マニュアルに基づき、全職員が利用者の安全確保を図りました。
- ・ 貸し館の利用については、災害時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物、危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気・ガスの消し忘れ等の点検、チェックリストを利用した日常の巡視点検を行い、その後、職員による再チェックを行い、防災対策に取り組んでいます。
- ・ 地域の防災訓練、防災講演会、その他地域行事に積極的に参加し、日頃から「顔の見える関係づくり」に努め有事に備えました。
- ・ 災害時特別避難所となっているので、その役割を認識するとともに備蓄物資を適正に管理しています。
- ・ 防犯対策は、鍵の管理責任者は所長、閉館に当たっては閉館前に職員が全館を巡視し施錠の確認を行うとともに、防災安全点検表により、全館点検、戸締り等を徹底、夜間及び休館日は警備会社（機械警備）と連携し防犯・防災の体制を整え対応に努めました。

オ 事故防止への取組について

- ・ 事故防止については、法人統一の事故防止マニュアルがあり、対応フロー、連絡体制、報告判断基準も明示しています。また、日常的に正確な動作を行うことを徹底すると共に、なすべき動作の欠落がないよう相互チェックを行う等、非常事態時及び交通事故に対応できるよう備え、職員会議、朝礼等で注意喚起し事故防止に努めました。
- ・ 運営法人内ケアプラザ会議及び職員会議等で、事故防止、感染症対策等の取り組みを検討し、発生した事故を検証し、事故の減少に努めています。
- ・ 発生したヒヤリハットについても、職員会議等で検討し、事故防止に関する重要な情報として活用しました。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ・ 個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」等の法令、厚生労働省のガイドライン、横浜市の「個人情報保護条例」を遵守しています。
また、運営法人における「個人情報保護に関する規程」に従って、利用者の権利・利益を保護するために、個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を「個人情報保護に関するマニュアル」に定め、職員に対し研修を実施しました。

「個人情報保護に関するマニュアル」概要

- ① 「個人情報保護チェックリスト」を用いて、職員は年1回以上、セルフチェックを行う。
 - ② 個人情報を業務上必要な関係者以外には伝えない。
 - ③ 個人情報を得るときは使用目的を明確に伝え、了解を得る。
 - ④ 個人情報は業務上必要性がない者が閲覧等出来ないよう厳重に保管管理する（夜間等、不在時施錠、机上放置不可）。
 - ⑤ 情報の伝達などに当たっては複数回のチェックを行ない、個人情報の漏れやFAXの誤送信等がないように留意する。
 - ⑥ 不要の持ち出しを禁ず。
 - ⑦ やむを得ず個人情報をFAX等する場合は、個人が特定できないよう、マスキング等の処置をする。
- ・ 職員研修等
 - ① 職員を採用した時には「個人情報の保護に関する誓約書」を提出させています。
 - ② 採用時研修において、個人情報の保護について、必須科目として習得します。配属後は、年1回以上職場研修を行いました。
 - ③ 他事業所等の個人情報の漏洩事例については、職員会議（欠席者には事例回覧）等で周知すると共に、注意を喚起しています。

キ 情報公開への取組について

- ・ 横浜市の指定管理料等によって運営されている地域ケアプラザの事業は、広く住民に情報が開示されることを当然と受け止め、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じて、適正な対応に努めました。
- ・ 地域ケアプラザで発行する、広報誌（毎月発行）等において、運営状況や企画を公開しています。
また、法人のホームページ等で、地域ケアプラザの事業の紹介等を行っています。
- ・ 事業計画書、予算書等をカウンターに備え付け、閲覧に供しています。

ク 人権啓発への取組について

社会的少数者への認識を深め、差別に反対し平等な社会を築くことを目標に、障害者や高齢者の問題、子供の問題なども含めた、人権擁護に関する対応を 横浜市人権施策基本指針等の資料を使い職員会議及び朝礼等で周知し、職員が人権尊重のための正しい知識を得られるよう努めました。

問題発生時にケアプラザとして適切な対応ができるよう人権に関する教育体制を整え、内外の関連の研修等にも参加するように努めました。

ケ 環境等への配慮及び取組について

・横浜市環境方針における理念及び基本方針に従い、公の施設である地域ケアプラザも、これに基づき取組みました。

・横浜市のごみゼロ「ヨコハマ3R夢プラン」の理解と実践

①リデュース (Reduce)

ごみそのものを減らします。出来るだけ物は購入しない。特に、OA機器の普及に伴ってコピー用紙などが増える傾向がありますので、購入量をチェックするなど、紙の使用量の削減を図りました。

貸し館の利用者等が部屋利用に当たっては、ごみの発生抑制をお願いしています（例：使い捨ての割り箸や容器は使わない、館の箸や容器を使う）。

②リユース (Reuse)

再利用します。購入する場合繰り返し使えるもの、不要紙の裏紙の利用等、小さなことでも徹底した取り組みによって、職員にゴミの減量化を意識づけています。

③リサイクル (Recycle)

物を最後に廃棄する場合、全職員が、手順書に基づいた分別の徹底をしました。

・電気・ガス等エネルギーの使用の削減

① 節電対策として、不要な電灯は消灯、空調設備の運転は冷暖房の設定温度を夏季28度、冬季20度を目安に設定しての温度管理を行いました。

② 服装等は、クールビズ、ウオームビズで対応しました。

③ 窓開けやブラインド・日よけの使用により冷暖房の効率化を図りました。

・建物内外の整備

① 運営法人内の美化活動5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）1U（美しい）運動を推進し、来訪者が気持ちよく活動できるように取組んでいます。

② 植栽の手入れ及び雑草刈等の環境整備を随時行いました。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

管理者 1名（常勤兼務）

保健師 1名（常勤兼務）

社会福祉士 2名（常勤兼務）

主任介護支援専門員 1名（常勤兼務）

《目標》

- ・ 介護保険法等関係法令の遵守。
- ・ ご利用者の選択を第一とした関係事業者等との連携を図りながら、介護予防支援事業を推進しました。
- ・ 各種インフォーマルサービスを活用し、自立した生活が出来るように支援を行いました。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 実費負担なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域内独居高齢者等の見守り推進の一環として、民生委員児童委員協議会委員、自治会役員、老人クラブ役員等と連携しながら戸別訪問し、地域ケアプラザ作成リーフレットや、行政機関からの情報紙面を用いての制度の啓発をしました。

《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
110	109	102	103	104	99
10月	11月	12月	1月	2月	3月
102	107	112	110	108	111

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- 管理者（介護支援専門員） 1名
- 管理者以外の介護支援専門員 3名
- ・ 28年度からは4名体制となりで特定事業所加算Ⅱを算定しました。
- ・ 4人中3人が主任介護支援専門員研修を修了しております。

《目標》

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的な居宅サービス計画に基づいて提供されるよう配慮し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立にサービスの利用調整を行っております。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域福祉拠点である地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所として、地域包括支援センター併設の利点を生かし、困難ケースにも積極的に対応を行いました。また、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めた支援を行いました。

《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
84	81	91	89	98	98
10月	11月	12月	1月	2月	3月
103	103	108	110	114	119

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

高齢者、障害児・者、子育て支援等、幅広い分野の相談について、情報や社会資源の把握に努め、行政等関係機関と連携し、適切な支援に努めました。

窓口だけではなく、自主事業や会議など地域における様々な場面での相談及び情報提供を行い気軽に相談いただける環境と関係作りに努めました。

地域に開かれた相談窓口として活用していただくため、老人クラブや障害児の家族の集まりなど様々な集まりの場でケアプラザの周知を行いました。

障害者の関わる相談に関しては、区役所の障害者支援担当や鶴見区基幹相談支援センターと連携し、電話や訪問等必要に応じて連携をした対応を行いました。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携(生活支援体制整備事業も含む)

① 朝のミーティング、5職種会議など日常的に情報共有し、動きの見える連携に努めました。

当該地区は介護認定や介護プランの作成相談が多く、電話や来所での総合相談が多いので、生活支援体制整備事業、地域活動交流部門と地域包括支援センターが情報の共有や連携を密に行いました。

② 生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括支援センター、地域活動交流部門と連携し、地域アセスメントに取り組み、地域診断することで地域情報・課題を共有しました。ニーズの把握、課題解決に向け連携した事業展開に努めました。

③ あいねっとの第三期地区計画の推進に当たっては、地区懇談会などからの地域情報や、支援チームに参加の区職員や区社会福祉協議会職員などからの地域情報を共有し、ケアプラザとしては、生活支援体制整備事業・地域活動交流部門・地域包括支援センターが連携しながら参画しました。

④ ケースから見えてくる課題を事業へとつなげ、事業を通じて個別ケースの把握、社会資源を活かした個別支援に努めています。

⑤ 地域包括支援センター・生活支援体制整備事業・地域活動交流部門で連携し、平成28年12月から立ち上がった元気作りステーション（BABA 倶楽部）の支援を行いました。

⑥ 地域包括支援センター・生活支援体制整備事業・地域活動交流部門で連携し、平成28年11月から、地域住民の自宅をお借りし、集いの場として、カラオケサロン（やどかり）を立ち上げました。

3 職員体制・育成

常勤職員の適切な人員配置を行いました。

本年度の職員数は、地域包括支援センター4名、地域活動交流コーディネーター1名、サブコーディネーター6名、生活支援コーディネーター1名、居宅介護支援事業ケアマネジャー4名となっています。

新人職員に対してもベテラン職員に対しても研修等を実施し運営法人内の人事規定を順守し健康面も仕事面もしっかり管理し健全な人材育成に努めました。

法人内及び外部研修にも参加し職員の能力と意識の向上に努めています。

4 地域福祉のネットワーク構築

地域の会合・行事へ参加し、様々の場面で、地域の福祉活動支援団体、関係機関と情報共有・地域課題に適切な対応ができるよう関係づくりに努めました。

団体間の交流や情報提供などケアプラザのコーディネート機能を活かし、ネットワーク構築に努めました。

包括レベル地域ケア会議を活用し、地域の福祉保健関係者や介護サービス事業所など地域の関係団体との連携に努めました。

生活支援コーディネーターの活動で地域インフォーマル情報を収集構築しネットワークの幅を広げられるよう努めました。

5 区行政との協働

区の運営方針や地域福祉保健計画等について、福祉保健課や高齢・障害支援課及びこども家庭支援課と情報交換を行いながら、協働した取組みを行いました。

毎月実施する区福祉保健センターとの定例カンファレンス等を活用し、区の運営方針や最新の行政関連情報を的確に把握し、行政と一体となって事業を展開しています。

相談支援の場面において、地域ケアプラザ単独では解決し難いニーズについては区福祉保健センターの高齢者支援担当、障害者支援担当、生活支援課ケースワーカーと連携し解決に努めました。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ① 寺尾第二地区連合会議、寺尾奉行定例会、子育て支援会議、てらお福まち協議会作業部会あいねっと活動団体（てらお♥憩の場、てらお◇お手伝い部隊）の毎月行われる定例会に参加し、伺ったご意見を自主事業に活かしました。
- ② 寺尾第二地区社会福祉協議会と、打合わせの段階から密に連携し、サロンせせらぎやケアプラザ祭りに取り組みました。
- ③ 鶴見区社会福祉協議会の地区担当職員、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターで毎月1回地区状況の共有や情報交換を行いました。
- ④ あいねっと地区支援チーム会議で、近隣ケアプラザ、鶴見区役所、鶴見区社会福祉協議会と連携し、地域情報を共有しました。
- ⑤ 地域の方と日頃からコミュニケーションを取ることで自主事業やケアプラザへのご意見を伺い、反映することができました。
- ⑥ アンケート結果から50歳代以上のヨガの講座を行いサークル活動へ繋げることができました。
- ⑦ 貸館利用時にサークル活動の状況を確認し、チラシ作成の支援を行いました。来館者が掲示板を見やすいように工夫しました。
- ⑧ 毎月1回発行している広報誌や自主事業のチラシを寺尾第二地区連合定例会、高齢者サロン、老人クラブ、子育て支援者の際に配布とお知らせを行いました。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ① 貸館台帳の閲覧用を窓口に設置し、地域の方が空き状況をいつでも確認できるようにしました。
- ② 貸館利用説明会を2回実施し、ケアプラザ利用方法の再確認を行いました。説明会に参加できない団体には個別に対応しました。利用のしおりや登録の手引きを作成し、問い合わせ時に活用しました。
- ③ 自主事業からサークル移行時は担当職員が丁寧に説明を行い、自主化の支援を行いました。

3 自主企画事業

- ① 地域の方の集いの場や交流のきっかけとなる自主事業を（盆踊りの練習会、囲碁・将棋開放ルーム、健康マージャン等）を企画実施しました。
- ② 認知症予防の活動グループの支援を、包括支援センター、生活支援コーディネーターと連携して行い元気作りステーションに移行することができました。
- ③ 地域の方のお声から、障がいの理解講座を行い、地域で障害理解の啓発を行いました。
- ④ サロンせせらぎ、ケアプラザ祭りを寺尾第二地区社会福祉協議会と協力して行いました。てらお福まち協議会、寺尾奉行では寺尾地域ケアプラザ、東寺尾地域ケアプラザ、寺尾センター、鶴見区社会福祉協議会と連携し行事を行いました。
- ⑤ 鶴見区内地域ケアプラザ、鶴見区社会福祉協議会で連携し、夏休みの障害児余暇支援（サマーフレンド）を行いました。
- ⑥ 地域の方が講師として活躍していただく自主事業を企画実施しました。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ① ボランティア感謝会を行い、ボランティアが交流をする機会を設定しました。日頃の活動内容ややりがいなどをインタビュー形式でお話ししていただきました。
- ② ボランティア活動一覧を作成し、ケアプラザ利用者にボランティア活動を紹介し、活動につながりました。
- ③ てらお♡憩いの場で、担い手募集の講座を行いメンバー増員に努めました。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- (1) 地域ケアプラザが身近な相談窓口となり得るように、寄せられた相談には親身に対応し、訪問による相談も行いました。
- ① 地域ケアプラザが身近な相談窓口となり得ることをケアプラザ広報誌等を通じて発信しました。
地域の老人クラブやサロンに積極的に参加し、安心して相談できる関係性を築きました。
 - ② 地域ケアプラザから遠い地域の方、交通の便が悪い地域や来所が難しい方へは訪問し、総合相談や介護保険の申請行いました。
- (2) 地域包括支援センターの職員間・及び関係者間との情報共有を行い、課題に応じて連携をして専門職が対応しました。
- ① 地域包括支援センター職員間で定期的にカンファレンスを行い、情報の共有や支援方針の検討を行い、統一した支援を行いました。
 - ③ 区高齢者支援担当・地域包括支援センターによる定期連絡会での情報共有や支援方針の検討をおこなう他、対応困難事例については、随時、情報交換及び相談を行い、適切に対応しました。
 - ④ 民児協への参加や定期的に民生委員との情報交換会を行い、地域に居住されている高齢者の情報共有や地域資源の把握に努めました。

地域包括支援ネットワークの構築

- ・関係機関と地域包括支援センターとが連携できる関係作りに努めました。
- ① ケアプラザの協力医との連携の他、区内の総合病院の勉強会に参加するなど、担当エリアの周知に加え、顔の見える関係性を築きました。
 - ② 地域住民関係者との連携のため、自治会連合会の定例会や民児協に随時参加の他、民生委員との情報交換会を定期的に行い、関係強化に努めました。
 - ③ エリア内で活動する介護支援専門員や地域の福祉保健関係者への勉強会を兼ねた情報交換会を開催し、関係性の向上に努めました。
 - ④ 地域密着型サービス事業所など介護保険の事業所に関しても、地域包括支援センター職員による運営推進会議へ参加をすることで、介護サービス事業所も含めた地域のネットワーク強化に努めました。

実態把握

- ① 生活支援コーディネーターと連携をして、地域住民関係者との情報交換により地域資源の把握を行ない、マップ作成への支援や地域の社会資源把握に努めました。
- ② 総合相談の傾向から、地域における課題の抽出を行い、支援に役立てました。
- ③ 地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターと連携し、地域におけるインフォーマル情報の収集をすることで、地域の現状把握を行ないました。
- ④ 地域の全老人クラブへ訪問し、ケアプラザの周知と状況把握を行いました。

2 権利擁護

権利擁護

・成年後見制度・高齢者虐待防止・権利侵害予防の実施。積極的に市民等への周知を図り、利用促進に向けた取り組みを強化しました。

- ① 近隣のケアプラザと共催で鶴見区版のエンディングノートを利用しながら成年後見制度の説明を行い権利擁護の普及啓発を図りました。他プラザで開催する事で普段来所しづらい方にも来ていただくことが出来ています。
- ② 老人クラブに出向いてエンディングノートの講座を行い、老い支度の必要性の周知をしました。
- ③ 法テラスによる無料相談会を開催し、地域の方の法律相談を行いました。
- ④ 高齢者サロン開催時、食事会等の高齢者の方が多く集まる際に、鶴見警察の方から消費者被害や振り込め詐欺の防止についての講和を行い被害防止に取り組みました。
- ⑤ 消費生活推進委員との共催で牛乳パックを利用し、工作を行いながら悪質商法防止啓発の講座を行うことで消費者被害未然防止に努めています。

高齢者虐待

・高齢者虐待防止への理解を深められるよう啓発活動を行いました。

- ① 総合相談や介護支援専門員から高齢者虐待の相談を受けた際には、成年後見制度の活用など権利擁護の支援も合わせて行いました。
- ② 地域の民生委員やケアマネジャーとの連携を強め虐待の予防や早期発見に努められるように定期的な連絡会を開催しています。
- ③ 虐待の相談が入った時は、区役所等の関係機関と速やかに状況を確認し、適切に対応しています。
- ④ 「介護者のつどい」を開催し、介護者間の情報交換を行うとともに、ケアプラザの外に出かける外出プログラムを行うなど気分転換を図る取り組みを行い、介護負担の軽減や虐待予防につなげています。

認知症

・「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、特に権利侵害の対象になりやすい、認知症や判断能力の低下した高齢者に対して、地域で支えることができるように理解を促進する活動を行いました。

- ① 地域のキャラバンメイトと連携し、地域の住民向け「認知症サポーター養成講座」を開催しました。
- ② 区社協と協力して福祉教育で認知症の方への理解を深められる講座を行いました。
- ③ 総合相談で医療やサービス利用につながっていない方は、専門職、医療職と連携しながら相談をすすめました。
- ④ 必要な方へは認知症初期集中支援チームと連携するなど、個々の状況に合った対応を行いました。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- ・心身機能の維持向上に努め重度化や閉じこもりなどの廃用症候群を予防するために、訪問型サービスを利用する場合でも本人が現在できている部分に関してはそれを尊重し、できない部分だけを支援し、自立できるよう促すプランニングを心掛けています。
- ・委託先のケアマネジャーに対し、担当者会議には可能な限り出席し、助言を行っています。またプランニングやそれ以外のことについて問題が生じた際には電話や対面でも個別相談を行っています。
- ・ケアプラザで実施している自主事業等のインフォーマル情報を広報誌、シニアマップ、チラシなどを活用してケアプラン作成時に役立ててもらおうよう情報提供しています。その際には利用者のADLや趣味等を考慮し、興味を持ってそうな事業を紹介しています。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ①自治連合会定例会や民児協に随時参加し、包括支援センターの役割・介護保険制度の説明、介護予防事業、認知症等の情報を提供しました。
- ②民生委員（3グループ）と1グループで3ヶ月ごとに連絡会を開催して情報交換を密におこないました。
- ③地区社会福祉協議会との共催にて、年10回高齢者サロンを開催しました。
- ④草むしりなど介護保険では難しい支援に関して「あいねっと・ボランティア活動グループ」へ繋げるなどインフォーマルとの連携を行い、地域のケアマネジャーにもインフォーマル情報の提供を行いました。

医療・介護の連携推進支援

- ①近隣の医療機関及びクリニックとの情報交換をおこない、顔のみえる関係をつくり連携がとれる体制構築に努めました。
- ②区内包括支援センターとの共催で訪問看護及びMSWとの連絡会の開催。又訪問看護、医療機関情報一覧表の更新をおこないました。
- ③認知症の疑いが強く受診等に繋がらず支援困難な相談に対しては、横浜市認知症初期集中支援チームと連携を図りました。

ケアマネジャー支援

- ①ケアマネジャーからの相談には、各職種の専門性を生かしながら対応し同行訪問も積極的に行いました。
- ②ケアマネジャーのスキルアップやケアマネジメントの質の確保・向上のため、研修・勉強会を年4回行いました。
- ③区内主任ケアマネジャー共催にて新任・就労ケアマネジャー研修。つばさねっと共催、主任ケアマネジャー向け研修、サービス事業所一覧の更新を実施しました。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ①個別ケース地域ケア会議を開催し、多職種の専門的な視点で検討を重ねることで個別支援の充実とネットワーク構築ができました。
- ②包括レベル地域ケア会議では、地域の有料老人ホームや介護サービス事業所にも参加を依頼し、地域の町内会や福祉保健関係者との橋渡しを行うとともに、様々な立場の人が関わる事により、より広い視点で地域課題の把握・検討を行いました。
- ③区内主任ケアマネジャー共催として、訪問介護連絡会後方支援及びMSW等医療関係者との連絡会（担当）をおこないました。

5 介護予防事業

介護予防事業

・介護予防に関する知識の普及啓発を図っていくとともに、地域の高齢者が介護予防活動を自主的・継続的に実施できるよう活動支援を行いました。

○馬場で GoGo 健康づくり教室の開催

- ・馬場地域ケアプラザでサークル講師を務めている地域講師に依頼して計4回のロコモ予防（4回）・口腔機能向上（2回）・栄養改善教室（2回）を実施。
- ・馬場で GoGo 歌って回想健康法を3回開催し、次年度の地域活動交流での自主事業継続につなげました。
- ・ケアプラザから遠い地域の住民（荒立地区、北寺尾地区）に対して、『笑って健康認知症予防』講座を自治会館・公民館にて開催しました。
荒立地区はケアプラザからもっとも遠いエリアであり、アンケート結果からも『会場が近くであれば活動に参加したい』との意見が多数あったため次年度より定期的なサロン等の立ち上げ（内容を検討し、主体となる地域住民の同意が得られれば元気づくりステーション化や生活支援整備事業）を検討しています。
また同じ荒立地区において、有料老人ホームを地域での講座会場として日曜日に限り借りることができることになり、地域包括・地域活動交流・生活支援部門が連携して次年度の講座開催に向けて調整中です。

○元気づくりステーション立ち上げ支援

- ・昨年度『馬場で楽しく認知症予防』として開催した認知症予防講座を月2回継続して開催し、12月より『元気づくりステーション』となりました。
会の中で毎回参加者との情報交換を行い、自主的な運営に向けて支援しました。
29年4月以降は『自主活動移行期』となるため、参加者が不安なく自主的な運営を行えるよう引き続き支援していく予定です。

○他ケアプラザとの共催事業

- ・GoGo 健康づくり教室として、寺尾地域ケアプラザと共催し地域会場にてロコモ予防・栄養改善講座、ロコモ予防・口腔機能向上講座を開催しました。

○中途障害者支援事業

- ・隔月で脳卒中後遺症の方を対象に『元気なさくら会』を地域活動交流・生活支援コーディネーター、保健活動推進員、区役所と連携して開催しています。
29年度も引き続き開催予定です。

○地区社会福祉協議会・老人クラブとの連携

- ・『生き生きお食事会』にて簡単な体操講座を実施。
- ・地区社会福祉協議会との共催事業『サロンせせらぎ』にて体操講座を実施。
- ・老人クラブ主催グラウンドゴルフ大会にて口腔ケア・肺炎予防の講座を実施。
- ・老人クラブ定例会にて、感染予防講座を実施。

6 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業

○ニーズ・資源の把握

- ・地域資源サービスリスト、町会別地域アセスメントシート、町会別マップを作成し、地域の情報を整理し、地域資源を把握しました。
- ・自治会長や老人会、地域住民にヒアリングをして、まちのことや困りごとを聞き、第一層コーディネーターと町会ごとの傾向や課題、支援の方向性を分析しました。

○具体的な取組事項

- ・馬場町第二自治会で買い物アンケートを実施しました。600枚を超えるアンケートを集計し、分析を行ない、役員会で結果を報告しました。引き続き今後の買い物支援について検討していく場を作っていきます。
- ・馬場西武自治会で住民支えあいマップを行ないました。50世帯程度の部ごとにわけて、高齢者世帯の状況や見守りが必要な世帯を把握しました。28年度は4つの部のマップを作成できました。29年度も残りの部のマップ作成と、作成したマップの検討事項を振り返り、課題を分析していきます。
- ・荒立自治会で地域会場でのサロンの立ち上げにむけて、会長や民生委員との話し合いの場が持てるように、地域包括と連携して働きかけをしました。地域主体のサロン立ち上げにむけて支援していきます。
- ・有料老人ホームのデイルームを提供してもらえることになり、地域包括・地域交流・生活支援で連携し、次年度の講座開催にむけて検討しています。

7 その他

○

・地域住民との連携

生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、包括保健師が連携し、地域住民宅にて『カラオケサロン やどかり』を月2~3回開催しています。

平成28年度 地域ケアプラザ収支報告書

施設名：馬場地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護 ・ 第1号通所介護	生活支援体制 整備事業
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	16,536	27,669	151					5,789
	介護保険収入				6,358	22,189			
	その他	559	0	0	0	112	0	0	0
	介護予防ケアマネジメント費								
	その他の収入	559				112			
	収入合計(A)	17,095	27,669	151	6,358	22,301	0	0	5,789
支出	人件費	11,727	23,689			21,910			3,432
	事務費	1,759	919		113	902			
	事業費	864	528	151		213			90
	管理費	2,745	724			243			
	その他	938	0	0	4,397	0	0	0	0
	消費税	938							
	委託費				4,397				
	支出合計(B)	18,033	25,860	151	4,511	23,268	0	0	3,522
	収支 (A)－(B)	-938	1,809	0	1,847	-967	0	0	2,267

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。